

東野小学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 6 月 改定

小郡市立東野小学校

1 学校いじめ防止基本方針策定の意義

(1) 学校いじめ防止基本方針の意義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）（以下「国の基本方針」という。）、県が定めた「福岡県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）、市が定めた「小郡市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を参考に、本校におけるいじめの防止等がより、体系的かつ計画的に実施されるよう「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めた。

この学校基本方針は、法の規定により実施すべき対策について、「国の基本方針」、「県の基本方針」、「市基本方針」に沿って、いじめの問題に対する学校において取り組むべき事柄を明確化するものである。

具体的には、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容について、本校がどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を盛り込んだものである。

(2) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

したがって、いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(3) 国のいじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

「国の基本方針」は、法を踏まえ、各地域の実態に応じて、いじめの防止（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のため、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

(4) 福岡県のいじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

「県の基本方針」は、上記の法制定の意義や国の方針の基本的な考え方を参考に、県においても、法を踏まえた対策が、体系的かつ計画的に推進されるようにするため、国の方針に沿って、いじめの問題への取組の一層の強化を図ることを定めたものである。

(5) 小郡市のいじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

「市基本方針」は、法の規定により実施すべき対策について、「国の基本方針」及び「県の基本方針」に沿って、いじめの問題に対する学校及び教育委員会、家庭、地域、関係機関等の役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき事柄を定めたものである。

2 いじめの定義及び防止等に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的、物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

○ いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童を全面的に支援する。

また、学校にあっては、児童間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

さらに、児童の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず心身の苦痛を感じない者や、心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの防止等に関する考え方

① いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子供にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく必要がある。

- ・「いじめは人権侵害である」という認識に立ち、全ての児童に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進

- ・児童の豊かな情操や道德心の涵養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する保護者への啓発

したがって、いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる子供を育てるためには、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組む必要がある。そのため、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進していくこととする。

② いじめの早期発見の取組の充実

本校においてはこれまでも、いじめの問題については、早期に発見し、適切に解決することが重要であると考え取り組んできた。

ただし、国の方針にあるように、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し児童のわずかな変化に気付く力を高めることは大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、学校は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査、スクールカウンセラーによる4年生の全員面談や求めに応じた個人面談といった教育相談の実施、相談窓口の周知等により児童がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図ることとする。

③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められている。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する本校教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。さらには、いじめの問題の解決は、学校だけで解決していかうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切にし、日頃からの連携が可能な体制を構築しておくこととする。

なお、長期休業期間や学校外での出来事であっても、いじめを認知・確認された場合は、

学校として組織的に対応し、早期解消を図ることとする。

④ インターネットや携帯・スマホを利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校は、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であること、そして法を犯す行為となり得ることを理解させる取組を行う。併せて、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の把握に努める。

⑤ 地域・家庭との積極的連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、国や県、市の方針では、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用をはじめ、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築が求められている。本校においても、学校運営協議会、PTA、東友会、民生委員児童委員、育成会等の活用をはじめ、いじめの問題について学校と地域・家庭との連携を重視し、積極的に取り組むこととする。

⑥ 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応においては、学校の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げるのが困難な場合がある。

また、いじめの中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法にのっとり行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等の人権擁護機関等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、教育委員会や子育て支援関係課と連携するなど、より密接な連携を図るよう努めるものとする。

なお、既に警察が関係している事案についても、学校として事実関係を把握するために、関係者に事情を聞くなどして、可能な限り情報を集める必要がある。

⑦ 「学校いじめ防止基本方針」の検証改善

学校いじめ防止基本方針は、学校の実態に応じたいじめの防止等の取組が、組織的かつ

計画的に実施されるようにするために策定するものである。また、策定した方針は、学校のホームページ等で公開するとともに、年度当初に児童生徒、保護者等関係機関に説明するものとする。

なお、策定した方針を年度毎に見直し、適切に改定するものとする。

⑧ 教員研修の充実

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消に向け、「ＳＯＳをキャッチするための職員研修」や「ＳＮＳ等に起因するいじめ問題に対応するための職員研修」等、全職員が対応について共通理解し組織的に対応できるように職員研修を計画的に実施するものとする。なお、職員研修において、警察等関係機関と連携し、研修内容の充実を図る。

3 いじめの防止等に対する学校の対策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、教育委員会とも速やかに情報共有を行い、適切に連携して、学校の実情に応じた対策を策定し推進しなければならない。

(1) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 保護者、地域住民、市教育委員会、子育て関係課、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取組み、個別のいじめに適切かつ迅速に対処する責務（いじめ防止対策推進法 第8条）
- 国や県、市のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の義務（第13条）
- いじめ防止のための道德教育や体験活動等の充実、児童が自主的に行う活動への支援・啓発、その他必要な措置（第15条）
- いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利等を擁護する配慮（第16条）
- 教員研修等、教職員の資質の向上に必要な措置（第18条）
- インターネットを通じて行われるいじめの防止のための啓発活動（第19条）
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（校内いじめ防止・不登校等対策委員会）の設置（第22条）
- いじめの通報に係る学校設置者への報告体制の構築（第23条）
- 校長及び教員による加害生徒に対する適切な懲戒（第25条）

(2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校いじめ防止基本方針を定める意義として、以下のものがある。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容について、国や県、市の基本方針等を参考にして、本校がどのように、いじめに向かわない態度・能力の育成等がいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり等、いじめの防止に資する多様な取組を、学校教育活動全体を通じて体系的・計画的に行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を盛り込み策定する。また、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す。

いじめ防止基本方針を策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、入学時・各学年の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

② 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うた

め、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校では、いじめの防止等のために、「校内いじめ防止・不登校等対策委員会」を設置する。その際、「校内いじめ防止・不登校等対策委員会」には、教育委員会との連携の上、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される組織を構築する必要がある。

この委員会の主な役割としては、次のようなものが考えられる。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの早期発見のために、ＳＣによる全員面談など専門家に相談しやすい環境整備等、教育相談体制を構築する役割
- いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

(3) いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価

学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を学校評価の評価項目に位置付けて評価するとともに、「校内いじめ防止・不登校等対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に生かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート・全員面談・個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、

学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。なお、評価・検討に際しては、県が適宜実施する各学校におけるいじめの問題への取組状況についての調査結果を参照する。

(4) 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携する必要がある。

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、教育委員会との連携や、学校警察連絡協議会等への参加、担当窓口の明確化等を引き続き行い、警察等関係機関との連携の強化に努める。

(5) いじめ防止等のための施策

上記のほか、法が求める学校が実施すべき施策については次のとおりである。

① いじめを生まない教育活動の推進

- 県総合対策及び市の施策において示す命の大切さを学ぶ道德の時間の充実、命を大切に作る心を育む体験活動の充実、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を引き続き推進する。

【第15条対応】

- 県総合対策及び市の施策において示す学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。【第15条対応】

② いじめの早期発見

- いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教育委員会作成）の活用の一層の徹底を図る。
- 県総合対策及び市の施策において示すいじめアンケート等の定期的な実施や教育相談活動の実施等の取組を引き続き推進する。【第16条対応】
- 相談・通報等を受けた学校は、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告しなければならない。【第23条対応】
- 法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、学校においては県と連携し、いじめの相談・通報に対する調査結果の市教育委員会・県教育委員会への報告体制の構築に努める。【第16条・第23条対応】

③ いじめの早期対応

- 県総合対策において示す「校内いじめ防止・不登校等対策委員会」等の月1回開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- 被害生徒の権利利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。【第16条・23条対応】
- 出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。【第25条・26条対応】
- 学校だけでは対応が困難な事案に対して、県と連携していじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。【第18条対応】

④ 児童理解と教育相談体制の整備

- いじめの問題の早期対応に向けて、教育委員会と連携して、スクールカウンセラー等外部の専門家を活用するなど、学校の教育相談機能の向上に努める。
【第18条対応】
- 児童生徒が困り感を感じた時に専門家に相談しやすい環境を整え、いじめ問題等の早期発見、早期対応を行うために、小学4年生においてスクールカウンセラーによる全員面談を実施する。また、状況に応じて他学年でも全員面談を実施する。
【法第18条対応】
- 児童生徒のSOSを確実にキャッチし、組織的に対応するために、毎月学校生活アンケートを実施するとともに、年に3回教育相談としてアンケート後に全児童面談の場を設ける。長期休業明けには、タブレットを活用した「不安や悩みに関するアンケート」を実施し、回答内容に応じて児童と面談するとともに、教育委員会とも児童の状況について情報共有し、関係機関と連携した取組に繋げる体制を構築する。
【法第18条対応】
- 子どもホットライン24相談窓口や市の相談窓口、学校の相談窓口の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
【第16条・第21条対応】

⑤ 教員研修の充実

- 学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校いじめ防止基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。【第18条対応】
- 県教育センターや小郡市・三井郡教育研究所と連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力し、校内研修指導資料等成果の活用を努める。【第20条対応】

⑥ 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県や市と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。【第21条対応】
- 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、県や市と連携し、親子で規範意識育成の講演会を設けたり、家庭用リーフレットにおけるネット上のいじめに関する内容を周知したりする。【第19条対応】
- 福岡県PTA連合会及び小郡市教育委員会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。
【第17条対応】

⑦ 適切な学校評価・教員評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価することに留意する。【第34条対応】
- いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行う。【第34条対応】
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。【第34条対応】
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。
- 学校評価を通して、明らかになった課題をもとに、「学校いじめ防止基本方針」を毎年度見直し、改善を図るものとする。【法第34条対応】

(6) いじめ防止等に関する措置

① いじめに対する措置

- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、校内いじめ防止・不登校等対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- 各職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- 校内いじめ防止・不登校対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。
- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことが重要である。指導に当たっては、発達段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。また、その際、

- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- いじめが刑事罰の対象になり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること

等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特徴を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童や他国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの他国につながる児童は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の他国籍児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされた場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【1】 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

【2】 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内いじめ防止・不登校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。
- 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
 - (例) ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点

で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

(2) 重大事態への対処として実施すべき事項

学校が実施すべき事項（法律事項の整理）は以下の通りである。

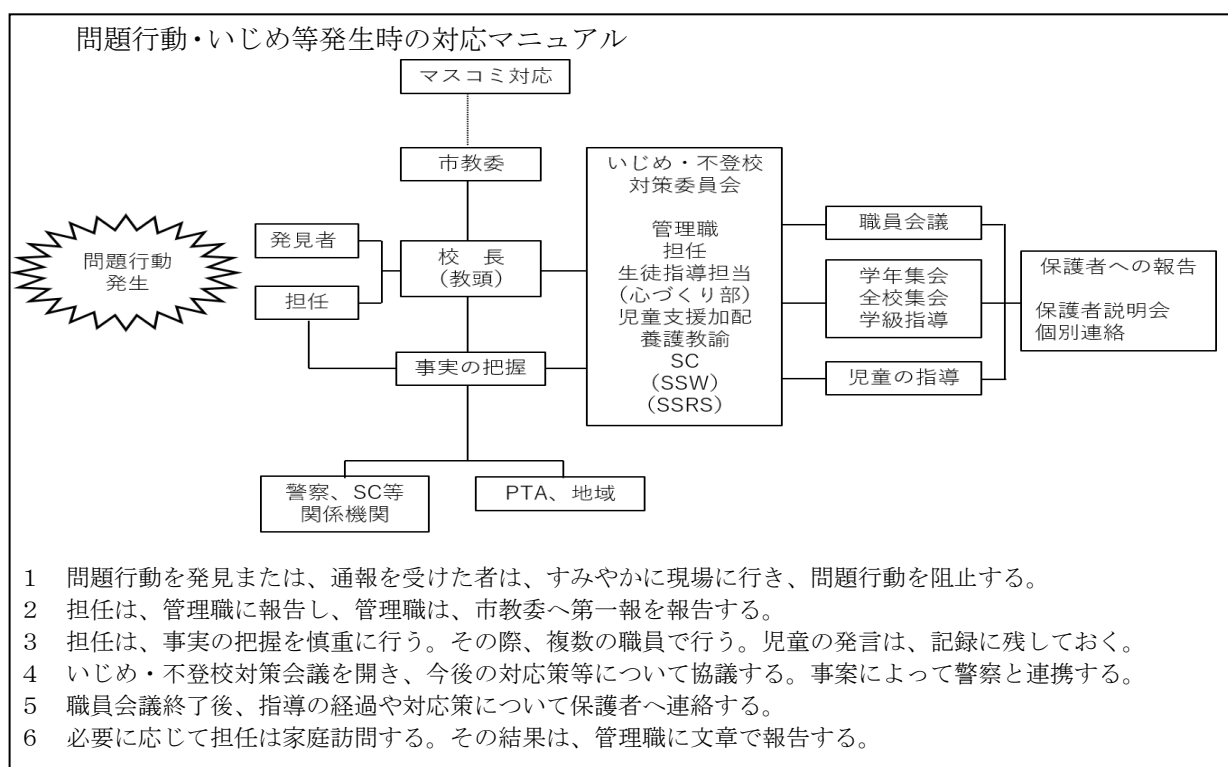
- 重大事態に係る学校が調査を行う場合の学校の下組織の設置と事実関係の調査（第28条第1項）
- 学校が調査を行った場合の関係児童及び保護者への情報提供（第28条第2項）
- 重大事態の発生に伴う教育委員会を通じた市長への報告（第30条第1項）

(3) 学校による調査

① 学校における重大事態の発生と調査

- 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に、事態発生について報告する。
- 調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。
- いじめられた児童又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。ただし、その際、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携して適切に役割分担等を行い、実施する。
- 学校が調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力する。

② 調査を行うための組織



その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

- 調査の際に、教育委員会が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、法第14条第3項における附属機関を母体とする。学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「いじめ・不登校等問題対策委員会」を母体とする。
- 組織に加える専門家の構成については、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。
- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で学校は調査組織に対し積極的に資料を提供する。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行う。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。

さらに、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国が示している「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に学校を指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調

査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査により行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意して、国が示す調査の指針を参考とする。

万一、児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。また、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

④ その他留意事項

いじめに対する措置第23条第2項に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。

このことから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、同条同項による措置に事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

さらに、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会から、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を求める。

② 調査結果の報告

調査結果については、市に係る調査結果は市長及び県教育委員会に報告しなければならない。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添

えて市長に送付する。

(5) 結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

(公立の学校による対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

上記(4)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うものとする。

第30条第2項で規定する「附属機関を設けて調査を行う等の方法」とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものである。

これらの附属機関については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。(例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を教育委員会又は学校が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる)。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援や心理や福祉の専門家などの追加の措置を講じる。市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を講じる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、市において適切に設定するが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。